

## 初生ひな及び種卵の輸入検査場所指定要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 45 条第 1 号のロに掲げる動物の初生ひな（以下「初生ひな」という。）及びこれら初生ひなの種卵の輸入検査を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）において行う場合の検査場所の指定は、別に定めるところによるほかは、本要領の定めるところによる。

本要領における届出、通知、報告事項については、必要に応じ電子メール又はファクシミリにより、また、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととしているものについては、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号）により実施できる。

### 目次

- 1 検査場所指定申請書の提出
- 2 指定申請に係る審査
- 3 指令書の交付
- 4 標示書の交付
- 5 検査場所の申請書類の保存
- 6 検査場所の指定を受けた者の遵守事項
- 7 立入検査
- 8 指令書及び申請事項の変更
- 9 検査場所の施設の増改築
- 10 検査場所の継続指定
- 11 検査場所の指定の取消し

別表 申請場所の所在地を管轄する動物検疫所及び検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の区域

別紙 輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定基準

- 別記様式第 1-1 号 初生ひなの輸入検査場所指定申請書  
別記様式第 1-2 号 種卵の輸入検査場所指定申請書  
別記様式第 2 号 初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について（照会）  
別記様式第 3-1 号 初生ひなの輸入検査場所の指定について  
別記様式第 3-2 号 種卵の輸入検査場所の指定について  
別記様式第 4-1 号 育すう成績報告書  
別記様式第 4-2 号 種卵管理及び育すう成績報告書  
別記様式第 5-1 号 初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書  
別記様式第 5-2 号 種卵の輸入検査場所に係る変更届出書  
別記様式第 6-1 号 初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）  
別記様式第 6-2 号 種卵の輸入検査場所指定申請書（継続）

## 1 検査場所指定申請書の提出

検査場所の指定を受けようとする者（以下「検査場所申請者」という。）は、初生ひな又は種卵を輸入する予定日の40日前までに、育すう舎等のサルモネラ検査成績書を添えて、「初生ひなの輸入検査場所指定申請書」（別記様式第1-1号）又は「種卵の輸入検査場所指定申請書」（別記様式第1-2号）を、別表の申請場所の所在地を管轄する動物検疫所の長（以下「指定担当所長」という。）に提出する。

## 2 指定申請に係る審査

- (1) 指定担当所長は、当該申請書を受理したときは、指定に先立ち申請場所の所在地を管轄する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）畜産主務課長へ「初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について（照会）」（別記様式第2号）により照会するとともに、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。
- (2) 家畜防疫官の現地調査では、申請場所について、指定基準の具備状況を確認する。なお、現地調査は、管轄都道府県の希望に応じ、家畜防疫員の協力を得て行う。

## 3 指令書の交付

- (1) 指定担当所長は、2の(1)の照会結果を踏まえ、書類審査及び現地調査の結果、指定基準を充足しており、申請場所を検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、指令書を検査場所申請者に交付する。
- (2) 指定担当所長は、指令書を交付したときは、「初生ひなの輸入検査場所の指定について」（別記様式第3-1号）又は「種卵の輸入検査場所の指定について」（別記様式第3-2号）により、動物検疫所長に報告するとともに、輸入（予定）港を管轄する動物検疫所の長（以下「輸入港所長」という。）、別表の検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）及び管轄都道府県畜産主務課長に通知するものとする。
- (3) 検査場所の指定期間は、輸入予定の初生ひな又は種卵の輸入検査が終了する日までとする。ただし、当該検査場所において継続して輸入検査が行われる場合にあっては、指定の日から1年を超えない期間とすることができる。
- (4) 指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合は速やかに指令書を返納させる。

## 4 標示書の交付

- (1) 指定担当所長は、3の指令書の交付に併せて、当該検査場所の使用目的、指令番号及び指定期間を明記した標示書を検査場所申請者に交付し、指定期間中、標示書を検査場所の見やすい場所に掲示させる。
- (2) 指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合は、速やかに標示書を返納させる。

## 5 検査場所の申請書類の保存

指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に対し、当該検査場所が指定を受けて

いる間、初生ひな又は種卵の輸入検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保存し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

## 6 検査場所の指定を受けた者の遵守事項

- (1) 家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
- (2) 初生ひなの検査場所では、輸入初生ひな以外のひなを飼養しないこと。また、種卵の検査場所では、輸入種卵以外の種卵及びふ化後の初生ひな以外のひなを貯卵、ふ卵又は飼養しないこと。
- (3) 輸入初生ひな又は種卵の種類、生態に応じた器材及び設備を準備すること。
- (4) 係留期間中は、同一育すう舎で同一ロット以外の初生ひなを飼養しないこと。また、種卵の検査場所の場合は、同一の貯卵・ふ卵施設で同一ロット以外の種卵を貯卵及びふ卵しないこと。
- (5) 係留期間中、輸入初生ひなの飼養衛生管理に当たる専任の育すう管理者を配置すること。育すう管理者は初生ひなの管理及び育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に対する理解を有していること。また、種卵の検査場所の場合は、輸入種卵の管理に当たる専任の貯卵・ふ卵管理者を配置すること。貯卵・ふ卵管理者は、種卵の管理及び育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に対する理解を有していること。
- (6) 検査場所における係留検査を円滑に実施するため、係留期間中、育すう管理者又は貯卵・ふ卵管理者に必要な指示を行い、検査場所の施設、設備、器材等の管理及び初生ひな又は種卵の飼養衛生管理を的確に行う責務を果たす者として検査場所の責任者を配置すること。検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行できると認められる者であること。
- (7) 係留期間中は、検査場所責任者、育すう管理者及び貯卵・ふ卵管理者以外の者の検査場所への出入りを原則として禁止すること。やむを得ず立入りが必要となる場合は、動物検疫所に届け出て許可を得た上、適切な防疫措置を取らせるとともに、その状況を記録させること。
- (8) 係留期間中は、育すう舎及び貯卵・ふ卵施設の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指及び履物の消毒を励行するとともに、専用の清潔な作業衣及び履物を備え、作業に当たっては必ず更衣すること。
- (9) 育すう舎及び育すう用器材並びに貯卵・ふ卵施設及び貯卵・ふ卵用器材については、初生ひな又は種卵の収容前及び輸入検査終了後、家畜防疫官の指導及び標準作業書に従い、消毒等を実施すること。
- (10) 検査場所の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、初生ひな又は種卵の輸送車両は、検査場所入退場時に消毒を実施すること。また、初生ひな又は種卵の搭載前並びに検査場所に到着し初生ひな又は種卵を取り卸した後においても、速やかに消毒を実施すること。
- (11) 初生ひなの輸送箱は、検査場所に到着し採材を行った後に、消毒、焼却、埋却等適切に処理すること。また、種卵の輸送箱は、検査場所到着後同様に処理すること。

- (12) ブルーダー又は区画ごとに初生ひなの健康状態を詳細に観察し、また、種卵の場合は、定期的に検卵し、異常を認めたときは、速やかに検査担当所長に連絡し、必要な指示を受けること。
- (13) 係留期間中にとう汰及び死亡した初生ひな並びに破損及び死亡した種卵の管理については、検査担当所長の指示に従うこと。
- (14) 家畜防疫官の許可なく投薬、治療等の行為を行わないこと。
- (15) 「育すう日誌」に健康状況等に関する事項を的確かつ詳細に記載し、検査担当動物検疫所の家畜防疫官に毎日報告すること。種卵の場合は、「種卵管理日誌」に同様に記載し、検査担当動物検疫所の家畜防疫官の求めに応じて提示すること。
- (16) 1週間ごと又は必要に応じ「育すう成績報告書」（別記様式第4-1号）を検査担当所長に報告すること。種卵の検査場所で、ふ化後の初生ひなの育すう施設を併設する場合は「種卵管理及び育すう成績報告書」（別記様式第4-2号）」を検査担当所長に報告すること。
- (17) 初生ひな及び種卵が、災害盜難等の事故に遭遇したときは、速やかに事故の状況を検査担当所長に報告すること。
- (18) 検査担当動物検疫所と緊密な連絡をとり、初生ひな及び種卵の係留検査に遺漏のないようすること。また、係留検査の最終日には、初生ひなの健康状態を検査担当所長に報告すること。
- (19) 係留期間中の排泄物、汚物等は、汚物入れに収納の上、係留検査終了後、家畜防疫官の指導に従い消毒、焼却、埋却又はたい肥化等適切に処理すること。
- (20) 指定担当所長が交付する検査場所の指定に関する標示書を、検査場所の見やすい場所に掲示すること。
- (21) 指令書及び標示書は、指定期間終了後、直ちに指定担当所長に返納すること。
- (22) 初生ひな及び種卵の輸入検査場所指定申請書に係る関係書類を、当該検査場所が指定を受けている間適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出すること。
- (23) 検査場所の責任者は、標準作業書に規定する記録簿を適切に保管し、家畜防疫官の求めに応じ提出すること。
- (24) 法第12条の3第1項に定められた飼養衛生管理基準を基本とした、適切な飼養衛生管理を徹底すること。

## 7 立入検査

指定担当所長は、必要に応じて、検査場所における指定基準及び指定を受けた者の遵守事項の遵守状況を確認するため、家畜防疫官に立入検査を行わせる。

## 8 指令書及び申請事項の変更

- (1) 検査場所の指定を受けた者は、指令書又は当該検査場所指定に係る申請事項等の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく1に準じて、「初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書」（別記様式第5-1号）又は「種卵の輸入検査場所に係る変更

届出書」（別記様式第5－2号）（併せて以下「変更届出書」という。）を指定担当所長に提出する。

（2）変更届出書を接受した指定担当所長は、家畜防疫官に当該変更内容を審査させ、3に準じて処理し、動物検疫所長に報告するとともに、輸入港所長、検査担当所長及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

なお、審査の結果、変更内容が検査場所責任者の氏名や連絡先の変更等、輸入検査に支障がなく、家畜防疫官が軽微な変更と認める場合は指令書の変更を要しないものとする。この場合、変更届出書の写しに接受印を押印し、原本と割印の上、検査場所の指定を受けた者に返却するとともに、接受した変更届出書の写しを輸入港所長及び検査担当所長に電子メール、ファクシミリ等により送付する。また、必要に応じて管轄都道府県畜産主務課に情報提供する。

（3）検査場所の指定を受けた者は、検査場所指定の変更手続に係る指令書を受理したときは、先に交付を受けた指令書を速やかに指定担当所長に返納する。

## 9 検査場所の施設の増改築

（1）検査場所の指定を受けた者は、施設の増改築を行うときは、その計画段階において指定担当所長に届け出る。

（2）届出を受けた指定担当所長は、その旨を管轄都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所の指定を受けた者に対して必要な指示を行う。

（3）指定担当所長は、増改築を終了した旨の報告を受けた後、2に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認する。また、必要に応じて3の指令書交付時の関係書類の訂正を行い動物検疫所長に報告するとともに、輸入港所長、検査担当所長及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

## 10 検査場所の継続指定

（1）指定期間終了後も、同一場所において継続して初生ひな又は種卵の検査場所の指定を受けようとする者は、指定期間終了の40日前までに「初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第6－1号）又は「種卵の輸入検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第6－2号）を1に準じて指定担当所長に提出する。

（2）当該申請を受理した指定担当所長は、2から4に準じて処理する。

（3）指定担当所長は、検査場所を継続して指定する場合において、書類審査により継続指定が適当と認める場合は、家畜防疫官の現地調査を省略できるものとする。ただし、現地調査を省略して継続指定を行った検査場所については、次回の指定申請時には現地調査を行う。

## 11 検査場所の指定の取消し

指定担当所長は、検査場所が次の（1）から（5）のいずれかに該当するとき又は輸入検査に支障があると認めたときは、検査場所の指定を取り消し、その旨を動物検疫所長に報告するとともに、輸入港所長、検査担当所長及び管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

- (1) 検査場所又はその周辺に家きんの監視伝染病が発生した場合であって、輸入検査に支障がある場合。
- (2) 検査場所の指定を受けた者が、指定基準又は指定を受けた者の遵守事項の遵守を怠った場合。
- (3) 災害の発生により、輸入検査に支障があると認めた場合。
- (4) 検査場所申請者から検査場所の指定取消しの要請があった場合。
- (5) 輸入実績がない場合又はその他の理由により、検査場所としての指定が必要ないと判断した場合。

別表

申請場所の所在地を管轄する動物検疫所及び  
検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の区域

申請場所を管轄する動物検疫所	検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所	区域
動物検疫所	動物検疫所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県 山梨県
	新潟空港出張所	新潟県
	静岡出張所	静岡県
北海道・東北支所	北海道・東北支所	北海道、青森県
	仙台空港出張所	岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県
成田支所	成田支所	茨城県、千葉県
羽田空港支所	羽田空港支所	東京都
	東京出張所	
中部空港支所	中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県、三重県
	小松出張所	富山県、石川県、福井県
	名古屋出張所	
神戸支所	神戸支所	京都府、滋賀県、兵庫県
	大阪出張所	大阪府、奈良県、和歌山県
	広島空港出張所	広島県
	岡山空港出張所	鳥取県、島根県、岡山県
	四国出張所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
関西空港支所	関西空港支所	
門司支所	門司支所	山口県、福岡県、佐賀県、大分県
	博多出張所	
	福岡空港出張所	熊本県
	長崎空港出張所	長崎県
	鹿児島空港出張所	宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄支所	沖縄県
	那覇空港出張所	

## 輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定基準

初生ひな及び種卵の輸入検査を行う検査場所の指定基準は、次のとおりとする。

### I 初生ひな検査場所

#### 1 検査場所用地の一般的環境に関する事項

- (1) 検査場所は、国道、県道、市町村道のいずれを問わず、交通の頻繁な道路から離れていること。距離はおおむね 50m以上を目安とする。
- ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和できる。
- ア 周辺の養鶏施設、ふ化場、食鳥処理施設、飼料工場、G Pセンター、鶏糞処理場等の家きん関連施設（以下「関連施設」という。）の所在地と道路網の整備状況から、家きん及びその生産物、飼料等を搭載した車両の通行の蓋然性が極めて低いこと。
- イ 育すう舎は、ウインドレス又は窓を有する場合には常時閉鎖されている閉鎖型の施設であって、次の（ア）又は（イ）の条件を満たしていること。
- （ア）排気方向が道路を避ける構造であること。
- （イ）排気口に覆いが設けられている、鋼板や崖に面している等により、排気が直接道路に影響することのない状況であること。
- （2）検査場所の施設は、育すう舎及びその付属施設のみとすること。
- （3）検査場所の周囲 200m以内には、関連施設がないこと。
- ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和できる。
- ア 検査場所と関連施設の間に 100m以上の間隔があること。
- イ 検査場所と関連施設の間に森林等の遮蔽物があり、関連施設と検査場所の間で直接風による影響を受ける蓋然性が低いこと。
- （4）検査場所は、土地が乾燥しており、かつ、排水溝を備えて、下水は衛生的に処理されていること。
- （5）検査場所への立入りが次のとおり規制されていること。
- ア 家きん又はその生産物の搬出入及び外来者の立入りができないよう、出入口は常時施錠されていること。
- イ 検疫育すう場であること及び外来者は立入禁止であることが表示されていること。
- ウ やむを得ず外来者の立入りが必要となる場合は、次の（ア）から（カ）を満たすこと。
- （ア）検査場所の責任者は、外来者の立入りについて事前に検査担当動物検疫所の許可を得ること。
- （イ）外来者は、原則として過去 1 週間以内に他の畜産施設等に立ち入っていないこと。また、過去 1 週間以内に海外から入国又は帰国していないこと。
- （ウ）過去 2 か月以内に海外で使用した衣服及び履物を持ち込まないこと。

- (エ) 車両の出入りの際は、検査場所の出入口において車両消毒を行うこと。
- (オ) 初生ひなの輸入検査終了時まで、他の家きんへ接触しないこと。
- (カ) 外来者の消毒等に関する標準作業書（「外来者消毒等標準作業書モデル」参照）を有すること。

## 2 検査場所の施設及び設備に関する事項

- (1) 独立した建造物であること。
- (2) 育すう舎から 50m以上離して囲いを設置すること。囲いの高さは 1.5m 以上とし、人、犬猫等が侵入できないよう十分な強度を有する板、金網等で作られていること。
  - 育すう舎から 50m 以上の距離を確保できないときは、育すう舎から 10m 以上離して囲いを設け、その外側 40m 以上の周辺を検疫協力地として有刺鉄線で囲うこと。
    - ただし、検疫協力地を設定して有刺鉄線で囲うことについては、次のアからエのいずれかの要件に該当する場合は、これを緩和できる。
      - ア 林地又は原野中に孤立し、あるいはこれらにより隔離されていること。
      - イ 丘陵の高低差、河川、海岸等により隔離した状況にあること。
      - ウ 隣接地における所有者の了解が得られ、動物検疫に対する協力体制が得られていること。
      - エ 遮蔽性が高く十分な強度を有する鋼板等により囲いが設置されていること。
    - さらに、育すう舎から 10m 以上離して囲いを設置することについては、アからエのいずれかの要件を満たし、かつ次の（ア）又は（イ）のいずれか、及び（ウ）の要件を満たして本文の記載と同様の構造を有する囲い（エの場合は鋼板とする。）を設置する場合には、これを緩和できるものとする。
      - （ア）育すう舎の出入口から 10m 以内に囲いがないこと。
      - （イ）育すう舎の出入口から 10m 以内に囲いがある場合は、その箇所は初生ひなを確実に止められる程度の目の細かさを有する網を張る又はエと同様の構造を有する囲いとすること。
      - （ウ）車両消毒場所及び育すう舎内で使用する器材を育すう舎外に持ち出して清掃、消毒する場合の作業場所が囲いの内側に確保されていること。
- なお、人、犬猫等の侵入、初生ひなの逃亡の蓋然性が極めて低いと考えられる切り立った崖が育すう舎から 10m 以内にある場合は、崖の箇所に重ねて囲いをする必要はない。
- (3) 水道施設は、育すう室内及び育すう舎の近くに設け、施設内外の洗浄、消毒、器材消毒槽の設置等による器材の洗浄、消毒等が容易に実施できること。
- (4) 育すう舎、給水設備及び飼料置場（給餌設備を含む。）は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であり、防鳥ネット（網目の大きさは 2 cm 以下又はそれと同等の効果を有するもの）の設置等野鳥、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じていること。また、野鳥、ねずみ等の侵入防止及び駆除に関する標準作業書（「ねずみ駆除等標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (5) 育すう管理者は専任とし、その宿泊施設は、原則として育すう舎に付属して作られていること。付属して設置することが困難な場合には同一構内に設備されている

こと。なお、育すう管理者以外の者が同居しないこと。

- (6) 更衣室は、検査場所の出入口付近又は育すう舎の前室内に設け、当該場所では、  
①育すう舎外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③育すう舎内着の着衣場所を区分していること。
- (7) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくとも靴（長靴を含む。）の甲がひたるまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒器は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手ふきを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書（「踏込消毒槽等管理標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (8) 死亡ひな（とう汰ひなを含む。）及び輸送箱の敷料を保存するための冷蔵／冷凍庫を備えること。また、ひなの死体の保管場所は、野鳥、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じていること。ひなの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じていること。
- (9) 育すう舎の周辺は、次のア及びイの構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。また、育すう舎内外を清潔に保つための標準作業書（「育すう舎清掃・消毒等標準作業書モデル」参照）を有すること。
- ア 育すう舎の軒下（犬走り）が舗装（コンクリート、砂利等による。以下同じ。）されていること。
- イ 更衣施設から育すう舎までの通路が舗装されていること。ただし、育すう舎の前室内に更衣室がある場合は不要とする。
- (10) 育すう舎及び囲いの破損箇所は修復されていること。
- (11) 育すう舎の構造
- ア 育すう室の面積は、1,000 羽につき少なくとも  $33 \text{ m}^2$  (10 坪) 以上であること。  
だちょうの場合は、80 羽につき少なくとも  $15 \text{ m}^2$  (4.6 坪) 以上であること。  
また、異常ひなを分離して飼育観察できる余積を有すること。
- イ 天井を張る場合は、耐水素材であること。天井を張らない場合は、洗浄、消毒等が可能であること。また、換気装置を設けること。
- ウ 床は、コンクリート床等の不浸透性で洗浄、消毒等が可能であること。
- エ 側壁及び出入り扉は、洗浄、消毒等が可能であること。
- オ 窓、換気口には防虫網の設置等蚊や蠅の侵入防止措置を講じること。また、猫、野鳥等の侵入を防止できる強度を有すること。
- カ 出入口及び窓（有する場合）は施錠が可能であること。
- キ 排水の消毒が可能な汚水ます等の設備を備え、下水は水質汚濁防止法等関連法規の規制により衛生的に処理されること。
- ク 汚物等の処理は、消毒、焼却、堆肥化等、合法かつ適切な処理ができること。

### 3 器材に関する事項

- (1) 育すう器は、各個体についての検査を容易に行いうるように努めて平飼い方式を採用することとし、なるべく傘型育すう器等を用いること。
- (2) 飼養管理器材（給餌用器、給水器、バケツ、ちり取り、簞、デビーグ用器材等）

は専用のものを用いること。飼養管理器材は、飼育するひなの種類に適したものと備えていること。

- (3) 飼養管理器材等を検査場所に持ち込む場合、消毒を行うこと。
- (4) 作業衣及び長靴は、専用のものを2組以上備えていること。その他、外来者のための作業衣、長靴等を備えていること。
- (5) 室内湿度計及び最高最低温度計を備えていること。
- (6) ひな体重測定用秤量器及び薬液測定用秤量器（メスシリンドー等）を備えていること。
- (7) スチームクリーナー、噴霧器等の消毒器具を備えていること。
- (8) 器材の保守点検等に関する標準作業書（「器材保守管理標準作業書モデル」参照）を有すること。

#### 4 検査場所の責任者に関する事項

- (1) 検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行すると認められる者であること。
- (2) 検査場所に出入りする場合は、輸入検査開始1週間前から輸入検査終了時まで、当該ひな以外の家きん及び家きんの死体、排泄物等に接触しないこと。また、輸入検査開始1週間以内に海外渡航していないこと。

#### 5 育すう管理者に関する事項

- (1) 育すう管理者は、専任で輸入初生ひなの飼養管理を行い、輸入検査開始1週間前から輸入検査終了時まで、当該ひな以外の家きん及び家きんの死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始1週間以内に海外渡航していないこと。
- (2) 育すう管理者は、家きんの飼育管理及び衛生に関する知識経験を有し、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められる者であること。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザを疑う所見について理解し、異状を発見した際は直ちに家畜防疫官に報告することを遵守できる者であること。
- (4) 年1回以上健康診断を受けること。また、初生ひなの健康に悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、初生ひなの飼養管理に従事しないこと。

#### 6 検査場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 使用する飼料、飲水及び敷料の清浄性を確保するための標準作業書（「飼料等管理標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (2) 初生ひなの輸送等を的確に行うための標準作業書（「初生ひな輸送標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (3) 初生ひなの飼養管理を的確に行うための標準作業書（「初生ひな飼養管理標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (4) 検査場所の責任者及び育すう管理者（以下「従事者」という。）の防疫管理を的確に行うための標準作業書（「従事者防疫管理標準作業書モデル」参照）を有すること。また、従事者の海外渡航歴を記録する記録簿等を備えていること。

(5) 埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置が講じられていること。

## II 種卵の検査場所

### 1 検査場所用地の一般的環境に関する事項

- (1) 検査場所は、貯卵施設、ふ卵施設及びその付属施設（以下「ふ卵施設等」という。）のみとすること。ただし、当該場所において輸入種卵から初生ひなを生産して育すうする場合は、育すう施設を併設することができる。その場合、当該育すう施設はIの初生ひな検査場所で規定する事項を満たすこと。
- (2) 検査場所への立入りが規制されていること。
- ア 家きん又はその生産物の搬出入及び外来者の立入りができないよう、出入口は常時施錠されていること。
- イ 種卵検疫場であること及び外来者は立入禁止であることが表示されていること。
- ウ やむを得ず外来者の立入りが必要となる場合は次の（ア）から（オ）を満たすこと。
- (ア) 検査場所の責任者は、外来者の立入りについて事前に検査担当動物検疫所の許可を得ること。
- (イ) 外来者は、原則として過去1週間以内に他の畜産施設等に立ち入っていないこと。また、過去1週間以内に海外から入国又は帰国していないこと。
- (ウ) 過去2か月以内に海外で使用した衣服及び履物を持ち込まないこと。
- (エ) 外来者の消毒等に関する標準作業書（「外来者消毒等標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (オ) 車両の出入りの際は、検査場所の出入口において車両消毒を行うこと。

### 2 検査場所のふ卵施設等に関する事項

- (1) 輸入種卵専用の施設であること。
- (2) ふ卵施設等の周囲に囲いを設置すること。囲いの高さは1.5m以上とし、人、犬、猫等が侵入できないよう、十分な強度を有する板、金網等で作られていること。
- (3) 水道施設は、ふ卵施設等の室内及びその近くに設け、施設内外の洗浄、消毒器材の洗浄、消毒等が容易に実施できること。
- (4) ふ卵施設等は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であること。
- (5) 貯卵及びふ卵管理者は専任とすること。
- (6) 更衣室は、検査場所の出入口付近又はふ卵施設等の前室内に設け、当該場所では、①ふ卵施設等外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③ふ卵施設等内着の着衣場所を区分していること。
- (7) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくとも靴（長靴を含む。）の甲がひたるまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒器は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手ふきを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書（「踏込消毒槽等管理標準作業書モデル」参照）を有すること。

- (8) 発育中止卵及び死ごもり卵を保管するための冷蔵／冷凍庫を備えること。
- (9) ふ卵施設等の周辺は、次のア及びイの構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。
  - ア ふ卵施設等の軒下（犬走り）が舗装されていること。
  - イ 更衣施設からふ卵施設等までの通路が舗装されていること。ただし、ふ卵施設等の前室内に更衣室がある場合は不要とする。
- (10) ふ卵施設等及び囲いの破損箇所は修復されていること。
- (11) ふ卵施設等の構造
  - ア 施設内は、洗浄、消毒等が可能であること。
  - イ 窓、換気口には防虫網の設置等、蚊や蠅の侵入防止措置を講じること。また、猫、野鳥等の侵入を防止できる強度を有すること。
  - ウ 出入口及び窓（有する場合）は施錠が可能であること。
  - エ 汚物等の処理は、消毒、焼却等、合法かつ適切な処理ができること。
  - オ ふ卵施設にはふ卵設備を備えていること。ふ卵設備は健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調節をすることができる構造であること。
  - カ 貯卵施設には貯卵設備を備えていること。

### 3 器材に関する事項

- (1) 洗浄、消毒に用いる器材は専用のものを備えていること。
- (2) ふ化後の卵殻等汚物を収納するための容器又は袋を備えていること。
- (3) ふ卵施設等に新たに器材等を持ち込む場合、消毒を行うこと。
- (4) 作業衣及び長靴は専用のものを2組以上備えていること。その他、外来者のための作業衣、長靴等を備えていること。
- (5) 検卵器を備えていること。
- (6) 器材の保守点検等に関する標準作業書（「器材保守管理標準作業書モデル」参照）を有すること。

### 4 検査場所の責任者に関する事項

- (1) 検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行すると認められる者であること。
- (2) 検査場所に出入りする場合は、輸入検査開始1週間前からひながふ化し、育すう施設に移動するまでの間、当該種卵以外の種卵、家きん及び家きんの死体、排泄物等に接触しないこと。また、輸入検査開始1週間以内に海外渡航していないこと。

### 5 貯卵・ふ卵管理者に関する事項

- (1) 貯卵・ふ卵管理者は、専任で輸入種卵の管理を行い、輸入検査開始1週間前からひながふ化し、育すう施設に移動するまでの間、当該種卵以外の種卵、家きん及び家きんの死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始1週間以内に海外渡航していないこと。
- (2) 貯卵・ふ卵管理者は、種卵の管理及び衛生に関する知識経験を有し、家畜防疫官

の指示事項を励行できると認められるものであること。

- (3) 高病原性鳥インフルエンザを疑う所見について理解し、異状を発見した際は直ちに家畜防疫官に報告することを遵守できる者であること。
- (4) 年1回以上健康診断を受けること。また、種卵及びふ化後の初生ひなに悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、種卵及びふ化後の初生ひなの管理に従事しないこと。

## 6 検査場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 種卵の輸送等を的確に行うための標準作業書（「種卵輸送標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (2) ふ化後の初生ひなの異なる場所に所在する育すう施設への輸送等を的確に行うための標準作業書（「初生ひな輸送標準作業書モデル」を参照して改変）を有すること。
- (3) 種卵の検卵等管理を的確に行うための標準作業書（「種卵ふ化管理標準作業書モデル」参照）を有すること。
- (4) 従事者の防疫管理を的確に行うための標準作業書（「従事者防疫管理標準作業書モデル」参照）を有すること。また、従事者の海外渡航歴を記録する記録簿等を備えていること。
- (5) 埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置が講じられていること。

別記様式第1-1号

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者住所  
氏名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 育すう管理者氏名
- (6) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること。）

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (4) 育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5) 標準作業書

別記様式第1-2号

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者住所  
氏名

種卵の輸入検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 貯卵及びふ卵管理者氏名、育すう管理者氏名
- (6) 貯卵及びふ卵施設（施設ごとに収容可能個数を記載すること。）
- (7) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること。）

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定個数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（施設から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 貯卵、ふ卵施設及びの見取図（立面図、平面図）及び設計図
- (4) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
(育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。)
- (5) 貯卵、ふ卵施設等のサルモネラ検査成績書
- (6) 標準作業書

※注

育すう施設を併設していない検査場所においては、育すう舎の欄に、ふ化後の初生ひなを育すうする施設を明記すること。

別記様式第2号

番号  
年月日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省動物検疫所長 (

支所長)

初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について(照会)

年 月 日付で(申請者氏名)から別添写しのとおり家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第40条第3項ただし書の規定に基づく初生ひな・種卵の輸入検査のための検査場所指定申請がありました。つきましては、当該場所を検査場所として指定して差し支えない場合には、当該場所及びその周辺における家きんの監視伝染病の発生状況等、下記事項について回答願います。

また、今後、当該場所が検査場所に指定された場合に、当該場所及びその周辺において家きんの監視伝染病が発生した場合には、速やかに通知願います。

なお、当該場所については、指定に先立ち当所の家畜防疫官が現地調査を行うこととしておりますが、その際には協力方併せてお願ひいたします。

記

当該場所及びその周辺における最近3か月の家きんの監視伝染病の発生状況について

注: 初生ひな又は種卵のいずれかに○をつけること。

別記様式第3－1号

初生ひなの輸入検査場所の指定について

1 検査場所の申請者

住 所  
氏 名

2 検査場所及び責任者

名 称  
所在地  
責任者  
連絡先 (T E L 及びF A X)

3 検査場所の概要

- (1) 種類
- (2) 育すう舎の棟数
- (3) 育すう舎の面積
- (4) 育すう室の面積
- (5) 収容可能羽数
- (6) その他

4 輸入計画の概要

(輸入時期、仕出国、品種、輸入予定羽数、輸入予定港)

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号	年	月	日	
	農林水産省	動検	第	号
7 指定期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

8 輸入者名

9 その他 (新規、継続、再指定)

10 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

別記様式第3-2号

種卵の輸入検査場所の指定について

1 検査場所の申請者

住 所  
氏 名

2 検査場所及び責任者

名 称  
所在地  
責任者  
連絡先 (TEL及びFAX)

3 検査場所の概要

- (1) 種類
- (2) 貯卵・ふ卵設備の数
- (3) 収容可能個数
- (4) 育すう舎の棟数
- (5) 育すう舎の面積
- (6) 育すう室の面積
- (7) 収容可能羽数
- (8) その他

4 輸入計画の概要

(輸入時期、仕出国、品種、輸入予定個数、輸入予定港)

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号 年 月 日  
農林水産省 動検 第 号

7 指定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

8 輸入者名

9 その他 (新規、継続、再指定)

10 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

## 別記様式第4-1号

## 育すう成績報告書

指示書番号

検査場所の名称及び所在地

報告者氏名（検査場所の責任者）

種類

検査場所到着日時		年 月 日 時 分						
検査場所到着羽数	雄							
	雌							
	無鑑別							
	計							
仕出国及び生産農場								
餌付時刻		年 月 日 時 分						
品種	性別	輸送中及び係留検査中の死亡、どう汰羽数						
		輸送中	収容日	1週目 日 ～ 日	2週目 日 ～ 日	3週目 日 ～ 日	以降 日 ～ 日	計
種	雄							羽
	雌							羽
	無鑑別							羽
	計							羽
初生ひなの健康状態								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

検査場所  
責任者氏名  
連絡先（TEL及びFAX）

別記様式第4-2号

種卵管理及び育すう成績報告書

指示書番号

検査場所の名称及び所在地

報告者氏名（検査場所の責任者）

種類

検査場所到着日時		年 月 日 時 分					
仕出国及び生産農場							
検査場所到着個数							
貯卵開始年月日							
ふ卵開始年月日							
最終ふ化年月日							
餌付時刻		年 月 日 時 分～		年 月 日 時 分			
品種	性別	ふ化後の死亡、とう汰羽数					健康羽数
		最終ふ化日	1週目 日 ～ 日	2週目 日 ～ 日	3週目 以降 日 ～ 日	計	
種	雄						羽
	雌						羽
	無鑑別						羽
	計						羽
初生ひなの健康状態							

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

検査場所  
責任者氏名  
連絡先（TEL及びFAX）

別記様式第5-1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏名

初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書

年 月 日付け農林水産省指令 動検第 号をもって指定を受けた下記の検査場所について、初生ひなの輸入検査場所指定申請書の内容に変更が生じたので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 検査場所  
所在地  
名 称

2 変更内容  
変更前：

変更後：

3 変更理由  
(変更となった理由を具体的に記載)

4 添付書類  
(指定を受けたときの輸入検査場所指定申請書、指令書及び変更に係る資料)

別記様式第5-2号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏名

種卵の輸入検査場所に係る変更届出書

年 月 日付け農林水産省指令 動検第 号をもって指定を受けた下記の検査場所について、種卵の輸入検査場所指定申請書の内容に変更が生じたので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 検査場所  
所在地  
名 称

2 変更内容  
変更前：

変更後：

3 変更理由  
(変更となった理由を具体的に記載)

4 添付書類  
(指定を受けたときの輸入検査場所指定申請書、指令書及び変更に係る資料)

別記様式第6-1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏 名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 育すう管理者（氏名）

(6) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること）

(7) 指定年月日 年 月 日  
及び指定番号 農林水産省 動検 第 号  
(8) 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類（記載事項に変更がない場合は添付不要）

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
(育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。)
- (4) 育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5) 標準作業書

別記様式第6-2号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
氏 名

種卵の輸入検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条第3項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 貯卵及びふ卵管理者氏名、育すう管理者氏名
- (6) 貯卵及びふ卵施設（施設ごとに収容可能個数を記載すること。）
- (7) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとももに、それらの合計を記載すること）
- (8) 指定年月日 年 月 日  
及び指定番号 農林水産省 動検 第 号
- (9) 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定個数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類（記載事項に変更がない場合は添付不要）

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（施設から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 貯卵、ふ卵施設及びの見取図（立面図、平面図）及び設計図
- (4) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図  
(育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。)
- (5) 貯卵、ふ卵施設等のサルモネラ検査成績書
- (6) 標準作業書

※注

育すう施設を併設していない検査場所においては、育すう舎の欄に、ふ化後の初生ひなを育すうする施設を明記すること。

## 外来者消毒等標準作業書モデル

### 1 目的

検査場所に立ちに入る外来者の管理のために必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 施錠

囲いの出入口、門は常時施錠しておく。

#### (2) 囲いの点検と修復

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、囲いに破損箇所がないか点検を行い、その結果を別記様式1の特記事項に記録する。破損箇所があった場合には、別記様式2の1の異常の状況の欄に具体的に記載の上、速やかに検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、速やかに破損箇所の修復を行い、その結果を別記様式2の2の対処状況に記録する。

#### (3) 立入禁止の表示、更衣の指示

ア 育すう管理者は、原則立入禁止であることを入口に表示する。

イ 検査場所の責任者は、家畜防疫官を除き、業務上やむを得ず立ちに入る者に関して、原則として過去1週間以内に他の畜産関連施設等に立ち入っていないこと、過去1週間以内に海外から入国又は帰国していないこと、また、初生ひなの輸入検査が終了するまで他の家きんとの接触を自粛することを確認の上、あらかじめ検査担当動物検疫所に届け出て許可を得る。

ウ 育すう管理者は、外来者に対し、別記様式1により、所属、氏名、用件、立入時間、退出時間等を記録させるとともに、従事者防疫管理標準作業書に準じて更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。なお、過去2か月以内に海外で使用した衣服及び履物は持ち込ませない。

#### (4) 車両の消毒

育すう管理者は、業務上やむを得ず検査場所内へ乗り入れる車両に対しては、入退場時に入口において当該車両の車輪を中心に、逆性石けん500倍液等の腐食性のない消毒液を用い、噴霧器にて十分噴霧する等により消毒を行い、別記様式1に記録する。

### 3 記録の確認等

検査場所の責任者は、記録簿（別記様式）の確認を行い、5年間保管する。

別記様式 1

外来者等入退出等記録簿

月日	所属	氏名	用件	担当動検 の許可	立入時間	退出時間	車両消毒 の実施	検査場所責 任者の確認	特記事項
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

注意事項

- 1 検査場所の責任者は、家畜防疫官を除き、やむを得ず立ち入る外来者については、検査担当動物検疫所から入場の許可を得、許可日を記載する。
- 2 育すう管理者は、車両消毒には逆性石けん 500 倍液等の腐食性のない消毒液を用い、噴霧器にて十分噴霧する等により消毒を行い、○を入れる。
- 3 育すう管理者は、初生ひなの搬入前に囲いの点検を行い、その結果を特記事項に記録すること。破損があった場合は、別記様式 2 にその状況を記録する。
- 4 検査場所の責任者は、記録を確認し、確認欄に署名又は押印する。

別記様式 2

囲いの修復記録簿

1 異常の状況

(1) 発見年月日:

(2) 発見者:

(3) 破損箇所とその状況:

2 対処状況:

注意事項

1. 破損が認められた箇所について作成する。
2. 複数ある場合は、別葉にするかそれぞれが分かるように記載する。
3. 検査場所の責任者は、修復が終了したことを確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者 年 月 日 確認

## ねずみ駆除等標準作業書モデル

### 1 目的

ねずみ、野鳥、昆虫等の侵入防止及び駆除を行うために必要な事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 侵入防止

##### ア 破損箇所等の点検

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、ねずみ、野鳥、昆虫等の侵入防止のため窓等の開口部に張られた網、防鳥ネット、ねずみ返し等の構造物及び育すう舎の屋根、外壁等について破損状況を確認する。また、育すう舎外における鳥類の巣の有無を調べる。破損箇所等があった場合は別記様式1の1に記録するとともに、速やかに検査場所の責任者に報告する。

##### イ 破損箇所の修復等

検査場所の責任者は、速やかに、破損箇所の修復及び巣があった場合の巣の除去を行い、その結果を別記様式1の1に記録する。

#### (2) 駆除

##### ねずみの生息の確認

育すう管理者は、初生ひなの搬入前、検疫中及び初生ひな搬出後の敷料等堆積物の搬出後に、育すう舎内のねずみがかじった箇所、糞、足跡等について観察し、別記様式1の2に記録するとともに、検査場所の責任者に報告する。

##### ア ねずみの生息が認められた場合

(ア) 検査場所の責任者は、初生ひなに影響を及ぼさない方法でねずみの駆除を継続して行うこと、巣穴はコンクリート等により充填すること等を考慮して、別記様式2の1の駆除計画を作成する。必要に応じねずみ駆除業者に依頼する。

(イ) 検査場所の責任者は、育すう管理者に対し、駆除計画に基づき駆除作業を指示する。必要に応じ駆除業者に作業を依頼する。

(ウ) 駆除作業を実施した者は、その状況について別記様式2の2に記録する。

(エ) 検査場所の責任者は、ねずみの捕獲がないことを確認し、育すう舎清掃・消毒等標準作業書に従い、育すう管理者に育すう舎等の清掃・消毒を指示する。

##### イ ねずみの生息が認められない場合

検査場所の責任者は、敷料等堆積物の搬出後、育すう舎清掃・消毒等標準作業書に従い、育すう管理者に育すう舎等の清掃・消毒を指示する。

### 3 記録の作成及び確認

(1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。

(2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

別記様式1

## ねずみ等の点検及び対処の記録簿

### 1 侵入防止

点検事項検	点検結果 月　日	検査場所の責任者の確認及び対処 の概要　月　日
開口部の網、防鳥ネット等の破れ		
ねずみ返しの破損		
育すう舎の屋根、外壁の破損		
鳥類の舎外での営巣		

#### 注意事項

- 1 育すう管理者は、初生ひなの搬入前に点検し、検査場所の責任者に報告する。
- 2 検査場所の責任者は、点検結果に基づき破損箇所の修復、巣の除去等対処を行った場合は、対処の概要と実施月日を記入し、署名又は押印する。対処が不要の場合は確認月日を記入し、署名又は押印する。

### 2 駆除

実施時期／点検結果 月　日	ねずみのかじり、糞、足跡	検査場所の責任者の確認及び対処の 概要　月　日
搬入前 月　日		
検疫中 月　日		
搬出後 月　日		

#### 注意事項

- 1 育すう管理者は、初生ひなの搬入前、検疫中及び搬出後に点検し、その都度検査場所の責任者に報告する。
- 2 ねずみのかじり、糞、足跡がある場合の駆除の詳細は、別記様式2のねずみの駆除作業等記録簿に記録する。
- 3 検査場所の責任者は、点検結果に基づきねずみの駆除作業を指示した場合は、対処の概要と実施月日を記入し、署名又は押印する。対処が不要の場合は確認月日を記入し、署名又は押印する。

別記様式2

**ねずみの駆除作業等記録簿**

1 駆除計画の作成:検査場所の責任者

--

注意事項

検査場所の責任者は、殺鼠剤、粘着シート等を用いたねずみの駆除について、別記様式1の点検結果を踏まえ、駆除に用いる薬剤、資材、配置方法(場所、箇所数、間隔(距離))及び取替え(確認)の間隔等の必要事項について取りまとめる。

2 駆除作業記録:育すう管理者

月　日	薬剤の配置量	死亡ねずみの回収	月　日	薬剤の配置量	死亡ねずみの回収
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		
/			/		

注意事項

- 1 育すう管理者は、駆除計画に基づき作業を行い、死亡ねずみの回収状況を検査場所の責任者に報告する。
- 2 検査場所の責任者は、死亡ねずみの回収がなくなった時点で確認の署名又は押印を行う。

検査場所の責任者　　年　　月　　日　　確認

## 踏込消毒槽等管理標準作業書モデル

### 1 目的

踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置及び管理に必要な事項を定める。

### 2 踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置及び管理

- (1) 検査場所の責任者は、初生ひなの収容準備が整った日以降、検疫を終了し敷料等の運び出しが終わるまでの間、育すう舎の出入口に踏込消毒槽、手洗消毒槽を設置するよう、育すう管理者に指示する。
- (2) 育すう管理者は、検査場所の責任者の指示に従い、踏込消毒槽、手洗消毒槽の設置を行う。
- (3) 育すう管理者は、手洗及び踏込消毒槽の洗浄、消毒に用いる消毒槽について、以下により交換を行う。それぞれ汚れが目立った都度交換し、最低でも毎日交換する。消毒液の交換状況について、別記様式により記録する。
  - ア 手洗消毒槽：消毒用は、洗面器1個に逆性石けん500～1,000倍液等とし、水洗用は洗面器1個に水2L以上とする。
  - イ 踏込消毒槽：消毒用は、消毒槽1個に逆性石けん500倍液又はオルソ剤1～2%液等とし、水洗用は消毒槽1個に水20L以上とする。なお、消毒用の槽については、消毒成分を長持ちさせるため、中蓋付き踏込消毒槽が望ましい。

### 3 消毒方法

- (1) 長靴の消毒  
長靴の汚れをブラシを用いて水洗いした後、消毒する。
- (2) 手指の消毒  
手指を水で洗浄する際、必要に応じブラシで爪の間の汚物を取り除き、その後消毒する。清潔なタオルで余分な水分をふき取る。

### 4 記録の作成及び確認

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

## 別記様式

## 踏込消毒槽等消毒液交換記録簿

設置日：

撤去日：

## 注意事項

1. 踏込消毒槽にはブラシ等を備える。
  2. 手洗消毒槽には清潔なタオルを備える。
  3. 検査場所の責任者は、交換記録を定期的に確認し、必要な指導を行う。
  4. 検査場所の責任者は、消毒槽の撤去後に確認の署名又は押印する。

検査場所の責任者 年 月 日 確認

## 育すう舎清掃・消毒等標準作業書モデル

### 1 目的

育すう舎及び飼養管理器具を適切に清掃、消毒し清浄性を維持するため、サルモネラを指標とした衛生管理等に必要な事項を定める。

### 2 初生ひな搬出後の清掃、消毒等及び検査材料採取

#### (1) 清掃、点検、修復及び消毒の手順

初生ひな搬出後の育すう舎、飼養管理器具の清掃、消毒等の作業は、別紙1を参考に、原則として次の作業手順に従って行う。

ア 予備消毒

イ 給餌器、給水器等（器具）の搬出

ウ 敷料等堆積物の搬出

エ 器具の水洗及び消毒

オ 育すう舎内の水洗

カ 育すう舎内の点検と修復

キ 育すう舎内の消毒

カ 器具の搬入

キ 再消毒

#### (2) 育すう舎清掃・消毒等作業計画書の作成と指示

ア 検査場所の責任者は、育すう舎、飼養管理器具の清掃、点検、修復及び消毒に関する作業実施計画（以下「育すう舎清掃・消毒等作業計画書」（別記様式1）という。）を作成し、育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、上記作業実施計画に従い、清掃、点検、修復及び消毒を行う。

#### (3) 育すう舎内の点検と修復に関する事項

育すう舎内の洗浄後、床面のひび割れ、天井及び側壁の破損箇所の修復、ペンキ塗装、ドアや換気孔の調整など育すう舎の機能を維持するために必要な修復を行い、別記様式2の育すう舎内の点検・修復記録簿に記載する。

#### (4) 検疫期間中にサルモネラの摘発がある場合

ア 検査場所の責任者は、検査担当動物検疫所の指示に従い、育すう舎清掃・消毒等作業計画書を作成し、育すう管理者に指示する。

イ 清掃・消毒が完了した場合は、検査担当動物検疫所の指示に従い自ら又は検査担当動物検疫所が検査を行う。自ら検査材料を採取する場合は別紙2を参照する。以下同様。

自ら検査を行う場合には、その結果を検査担当動物検疫所に報告する。

ウ 検査結果が陽性の場合は、検査担当動物検疫所の指示に従い、アに戻り作業を行う。

### 3 検査場所指定の申請書の提出のための検査

検査場所の責任者は、検査場所指定の申請書の添付資料として求められる育すう舎の清浄性の確認資料として、申請書の提出前3か月以内に次によりサルモネラ検査を実施する。

水道水以外の飲水を使用する場合は、当該飲水のサルモネラ検査成績を含む。

- (1) サルモネラの検査機関と連絡・調整を取って、育すう舎清掃・消毒等作業計画書を作成し、育すう管理者に指示する。
- (2) 検査機関に検査を依頼する。
- (3) 検査結果が陽性であった場合は遅滞なく検査担当動物検疫所に通知し、その指示に従う。

### 4 記録の作成、確認等

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

## 別紙1

### 育すう舎等の清掃・消毒方法

清掃、洗浄、乾燥、消毒、乾燥、再消毒の順に行う。

#### 1 乾式清掃

- (1) 育すう室のみならず前室をも含め、換気扇、通気孔、照明装置、天井、壁、床等すべてを掃除する。飼料タンク、連結パイプ、給餌器等の飼料が堆積している場所では、固まった飼料が残らないように掃除する。また、育すう管理者の宿泊施設も適切に清掃する。
- (2) 電気系統はスイッチを切り注意深く清掃し、湿式清掃のために覆いをする。

#### 2 湿式清掃（水洗作業）

- (1) 温水が望ましく、洗浄剤に界面活性剤を添加すると効果的である。
- (2) すすぎを十分に行い、洗剤の残留を除く。
- (3) 水たまりは速やかに除去し、乾燥させる。

#### 3 消毒

- (1) 十分に洗浄され汚物の取り除かれた場所に対し、乾燥後速やかに消毒を開始する。
- (2) 消毒薬は使用説明書を参照し、消毒対象に適した消毒薬を適正な濃度で使用する。必要に応じ防護マスク等を装着する。
- (3) 給餌器、給水器等は浸漬消毒が効果的である（数時間以上浸漬。）。
- (4) 飲水パイプやニップルドリンカーは排水後、消毒液を満たし、24時間以上置いた後高い圧力をかけて、水でよく洗い流す。
- (5) 天井、壁、床は消毒薬で十分に洗い流し、通気孔、換気装置、育すう舎外壁のダクト周辺等も念入りに消毒する。
- (6) 密閉可能な育すう舎での仕上げ消毒としては、ホルムアルデヒドガス等による燻蒸消毒が効果的である。ホルマリン燻蒸（4を参照）は24時間実施する。
- (7) 育すう舎の構造やシステムによっては、発泡消毒の応用も効果的である。
- (8) 育すう舎周辺の土壌を消毒する場合には、消石灰 300g/m<sup>2</sup>又はサラシ粉 200g/m<sup>2</sup>等を散布する。

#### 4 ホルムアルデヒドガスによる消毒を行う場合

##### (1) ホルマリン燻蒸

ホルマリン燻蒸は湿度 70%、温度 18°C以上に保つことが望ましい。1 m<sup>3</sup> 当たり 40mL のホルマリン（ホルムアルデヒド 37%以上含有）と 20g の固形サラシ粉を反応させ、ガスを発生させる。この反応では、発熱があるので、火災の発生を防止するため、大型の容器を使用し、容器周辺には可燃物があつてはならない。

また、育すう舎消毒では、化学反応によらず家庭用電気釜を利用して、加熱により

ガスを発生させることもできる。

なお、ホルムアルデヒドは刺激性のガスで、吸入や接触により人の健康に有害な影響を与えるので、燻蒸作業に際しては、ガスマスクや接触防止の衣服等を着用して危害防止に努める。

#### (2) 蒸気加温ホルマリン燻蒸

オールアウト後の鶏舎内に大量の蒸気を送り込み、鶏舎内温度を約 60°C に 30 分間保持し、さらにホルマリン約 30mL/m<sup>3</sup> を送入してから蒸気を止め、4 時間密閉後に換気扇を駆動してホルマリンガスを排出する。

## 別紙2

### サルモネラ検査材料の採取

サルモネラ検査のための検査材料（以下「検体」という。）を採取する場合は、次を参照する。

#### 1 ガーゼパッドによる検体の採取と保存

20%濃度のスキムミルク液に浸した 10×10cm 大のガーゼパッドで検体を拭き取って採取する。採取したガーゼパッドは2枚ずつ、あらかじめ 5mL のスキムミルク液を入れた滅菌容器に入れる。容器の表面に、検体名、日付を記入の上、検査機関に送付するまでの間、必要に応じ、冷蔵庫又は冷凍庫に保存しておく。なお、検査までの保存期間は、4°Cで3日間、-15°Cで2週間程度である。

#### 2 ドラッグスワブによる床の検体の採取法

2枚のガーゼパッドを牽引用の紐に取り付けて（約 1.5m の主紐に 30cm と 60cm の紐を Y 字型になるように結び、それぞれの先端にガーゼパッド 1枚をクリップで取り付ける。）、育すう舎の長尺方向に沿って床面を牽引しながら一往復する。他の 2枚のガーゼパッドも同様にして反対側の床面から採取する。

採取したガーゼパッドの保存は 1 に準ずる。

#### 3 検体の採取場所と量

床（ひび割れ箇所を含め）及び壁（4隅の床面から 1m の高さまで）は各 4 スワブ（ガーゼパッドを用いて検体を拭き取ったもの。以下同じ。）、換気システム（1スワブ当たり、入、排気口 3か所）及び給餌器は各 3 スワブを採取する。

## 別記様式 1

## 育すう舎清掃・消毒等作業計画書・記録簿(記載例)

作業項目	作業概要	使用薬剤、器材	実施予定月日	実施月日
予備消毒	消毒薬を軽く噴霧して塵埃、微生物の飛散を防止する。	逆性石けん〇〇〇倍液 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器	月 日	月 日
給餌器・給水器の搬出	移動できる器具類を舎外に搬出	工具類一式	月 日	月 日
給餌器・給水器の水洗	器具類の水洗	高圧洗浄機 ブラシ	月 日	月 日
給餌器・給水器の消毒	器具類の消毒	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器	月 日	月 日
敷料の搬出	舎外に搬出し、堆肥化等により適切に処理 必要に応じ追加の噴霧消毒	スコップ、1輪車	月 日	月 日
室内の水洗	床、壁、天井の水洗、コンセント等に注意	高圧洗浄機 ブラシ	月 日	月 日
室内の点検及び修復	床、壁、天井の修復、ペンキ塗装、ドア、換気孔の調整等、別記様式2により記録	補修用器材及び資材	月 日	月 日
消毒	床、壁、天井の消毒、十分乾燥してから実施すること。コンセント等に注意	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器 マスク、ゴーグル等の着用	月 日	月 日
器具の搬入	消毒の完了したものを搬入する。取り付けに用いる工具類も消毒しておく。	工具類一式	月 日	月 日
再消毒	初生ひなの搬入予定を踏まえて実施	逆性石けん液〇〇〇倍 原液〇〇cc+水道水〇〇L 動力噴霧器 マスク、ゴーグル等の着用	月 日	月 日

## 注意事項

1. 作業計画は、作業概要、使用薬剤、器材及び実施予定月日について、検査場所の責任者が記入。
2. 作業概要等は、申請場所の状況にあわせて作成する。
3. 実施月日は、作業を行った育すう管理者が記録する。検査場所の責任者の確認を受ける。
4. 検査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に、清掃、消毒作業が完了していることを確認し、署名又は押印する。

消毒液の使用期限: 年 月 日

検査場所の責任者 年 月 日 確認

## 別記様式 2

## 育すう舎内の点検・修復記録簿

点検実施者：

点検年月日：

点検場所	点検項目	点検結果	修復状況
床面	ひび割れ、穴、モルタルの欠落等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
側壁	ひび割れ、穴、ペンキのはがれ等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
天井	ひび割れ、穴、ペンキのはがれ等清掃・消毒が容易かつ的確にできない状況の有無		
ドア(シャッターを含む。)	施錠不良、閉鎖不良、穴、ゆがみ等的確に閉鎖できない状況の有無		
換気孔	開閉不良、動作不良等的確に換気ができない状況の有無		

## 注意事項

- 育すう管理者は、点検結果をまとめて検査場所の責任者に報告する。
- 検査場所の責任者は、点検結果に基づき必要な修復を指示する。
- 検査場所の責任者は、修復状況の確認を行う。

検査場所の責任者

年 月 日 確認

## 器材保守管理標準作業書モデル

### 1 目的

検査場所の衛生管理及び初生ひなの飼養管理に使用する器材の保守管理に関する事項を定める。

### 2 手順

#### (1) 初生ひなの搬入前点検

育すう管理者は、初生ひなの搬入前に、初生ひなの飼養管理に使用する器材について試運転を行い適切に作動することを確認し、別記様式1に記録する。

#### (2) 定期点検

ア 検査場所の責任者は、器材の使用説明書に従い点検するよう、育すう管理者に指示する。

イ 育すう管理者は、器材の使用説明書に従い点検を行い、別記様式2に記録する。

#### (3) 異常時の対処

ア (1) 及び (2) の点検時又は使用中に器材に異常が認められた場合、育すう管理者は、別記様式3に記録の上、直ちに検査場所の責任者に報告する。

イ 検査場所の責任者は、点検結果から修理が必要と判断された場合は、修理または修理を外部委託する等の措置を行う。外部委託した場合は、業者による修理記録等処置の確認できる資料をあわせて保管する。

### 3 記録簿の作成及び確認

#### (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況を記録し、検査場所の責任者に報告する。

#### (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

別記様式1

## 器械材の初生ひな搬入前の点検記録簿

## 注意事項

1. 育すう管理者は、器材の外観に異常がないこと及び試運転が正常に行えることを確認する。
  2. 異常が認められた場合は、別記様式3の修理記録簿に詳細を記録する。
  3. 檜査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に確認を行い、確認欄に署名又は押印する。

## 器材の定期点検記録簿

## 注意事項

1. 定期点検間隔及び点検事項の欄には、使用説明書の保守点検に関する項を参照する。
  2. 異常が認められた場合は、修理記録簿に詳細を記載する。
  3. 検査場所の責任者は、検査結果を報告する。
  4. 検査場所の責任者は、確認欄に署名又は押印する。

別記様式3

修理記録簿

1 器材名:

2 異常の状況

(1) 発見年月日:

(2) 発見者:

(3) 異常箇所:

3 対処方法:

注意事項

1. 異常が認められた器材について、個別に作成する。
2. 外部に修理を依頼した場合、業者の修理記録等を添付する。
3. 検査場所の責任者は、修理が終了したことを確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者 年 月 日 確認

## 飼料等管理標準作業書モデル

### 1 目的

飼料、飲水及び敷料（以下「飼料等」という。）の清浄性の確保のため、サルモネラ属菌を指標として確認を行うこととして必要な事項を定める。

### 2 手順

#### （1）飼料の清浄性の確保

ア 検査場所の責任者は、飼料購入の際、業者に対し、サルモネラ陰性又は加熱処理された製品（クランブル等）であることを書面により提出することを求め、当該書面を保管する。

イ 育すう管理者は、飼料の搬入に先立ち、飼料置場、飼料タンクの清掃を行い、清潔で乾燥した状態に保つ。

ウ 育すう管理者は、バラで搬入された飼料については、外観、色、風味及び品質に異常がないことを確認するとともに、未使用のポリ袋など清潔な容器を用いて 500 g 程度採取し、係留検査が終了するまで保管する。

エ 家畜防疫官が検査のため飼料の提出を求める場合は、家畜防疫官の指示に従う（サルモネラが摘発された場合に飼料由来かどうか確認のため使用）。

#### （2）飲水の清浄性の確保

ア 検査場所の責任者は、水道水以外の水を用いる場合は、年1回、水源の水質検査を受け飲水に適していること及びサルモネラ検査を受け陰性であることを確認する。水質検査及びサルモネラ検査に係る検査材料の採取は、検査機関の指示に従う。

イ 検査場所の責任者は、検査機関における検査結果の通知があった場合には、遅滞なく、当該検査結果を検査担当動物検疫所に通知する。

ウ 検査場所の責任者は、水源からサルモネラ属菌が分離された場合には、水源を変更するか、または消毒装置を設置の上、サルモネラ検査を行い、陰性を確認する。また、育すう管理者に対し、給水設備全体の洗浄・消毒を指示する。

#### （3）敷料の清浄性の確保

ア 育すう管理者は、敷料の搬入に先立ち、敷料置場を清掃する。

イ 育すう管理者は、敷料の外観、色及び品質に異常がないこと並びに異物、カビの発生が認められないことを確認する。

ウ 育すう管理者は、消毒の完了した鶏舎内へ敷料を搬入後、1,000 倍希釀逆性石けん液、ホルムアルデヒドガス等を用いて消毒を行い、必要に応じ切り返しを行って十分に消毒する。初生ひなが搬入されるときには十分乾燥しているよう余裕を持って行う。

### 3 記録の作成、確認

- (1) 検査場所の責任者及び育すう管理者は、それぞれ担当する事項について、記録簿（別記様式）により記録する。
- (2) 検査場所の責任者は、記録簿の確認を行い、5年間保管する。

別記様式

飼料等管理記録簿

	管理項目	対処	担当者	実施月日
飼料の清浄性	(1) 加熱処理状況、サルモネラ陰性であること	業者からの書面の保管	検査場所の責任者	月 日
	(2) 飼料置場、飼料タンク	清掃、乾燥	育すう管理者	月 日
	(3) バラ飼料の確認	外観、色、風味、品質に異常がないことの確認	育すう管理者	月 日
	(4) バラ飼料の保存（検査用）	500 g 程度を清潔なポリ袋に保存	育すう管理者	月 日
飲水の清浄性	(1) 水源の確認	水道水、井戸水又は湧水等の確認	検査場所の責任者	月 日
	(2) 水道水以外の場合			
	ア 飲水に適していること	水質検査依頼と検査結果の検査担当動物検疫所への通知	検査場所の責任者	月 日
	イ サルモネラ陰性であること	サルモネラ検査依頼と検査結果の検査担当動物検疫所への通知	検査場所の責任者	月 日
敷料の清浄性	ウ 水源からサルモネラ属菌が分離された場合	水源の変更又は消毒装置の設置とサルモネラ検査	検査場所の責任者	月 日
	(1) 敷料置場	清掃	育すう管理者	月 日
	(2) 敷料の確認	外観、色、品質に異常がないこと及び異物、カビの発生がないことの確認	育すう管理者	月 日
	(3) 敷料の消毒	逆性石けん液、ホルムアルデヒドガス等により消毒	育すう管理者	月 日

注意事項

- 実施月日は、担当者が各項目について対処した月日を記入する。
- 飲水の清浄性に関する検査については、1年に1回実施した際の実施月日を記入する。
- 検査場所の責任者は、初生ひなの搬入前に確認し、署名又は押印する。

検査場所の責任者 年 月 日 確認

## 初生ひな輸送標準作業書モデル

### 1 目的

初生ひなの輸送における防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 手順

- (1) 検査場所の責任者が初生ひなの輸送用車両及び運転者を指定する場合
- ア 検査場所の責任者は、初生ひな輸送業務で使用する消毒液の作製及び輸送用車両の清掃・消毒について育すう管理者に指示する。
  - イ 育すう管理者は、消毒液を作製するとともに、輸送用車両の初生ひな積載場所の清掃及び消毒を実施する。
  - ウ 育すう管理者は、運転者に新品又は洗濯済みの専用作業着へ更衣させるとともに、靴及び手指の消毒を行わせる。
- (2) 輸入者等が初生ひなの輸送用車両及び運転者を指定する場合
- ア 検査場所の責任者は、輸入者等に対し、輸送用車両の消毒、運転者の更衣、靴及び手指の消毒について依頼する。
  - イ 検査場所の責任者は、到着した車両の消毒に使用する消毒液の作製並びに輸送用車両及び運転者の更衣、消毒状況について育すう管理者に聴取させる。
- (3) 運転者は、到着港において、家畜防疫官の指示に従い、初生ひなを輸送用車両に積載し、検査場所に移動する。
- (4) 育すう管理者は、初生ひなを積載して到着した車両に対して、検査場所の出入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。運転者に対しては、消毒薬を全身に噴霧するとともに、靴及び手指の消毒を行う。なお、検査場所内で運転者が下車する場合は、運転者に対して専用の作業衣及び靴を着用させる。
- (5) 育すう管理者は、輸送用車両から初生ひなを取り卸した後、積載場所を消毒の上、清掃する。また、検査場所から出場する車両に対して、検査場所の出入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。

### 3 輸送事故への対処

輸送用車両の運転者は安全な運行に努める。万一輸送事故（車両故障を含む。以下同じ。）が発生した場合は、状況に応じ現場の警察官の指示に従うとともに、次により対処する。

- (1) 運転者は、速やかに初生ひなの積載状況及び車両の損傷の程度（初生ひなの積載場所及び鍵の状況を含む。）を確認し、指示書に記載されている検査担当動物検疫所と連絡を取り、指示に従う。
- (2) 運転者は、検査場所の責任者又は輸入者等に連絡を取るとともに、速やかに初生ひ

なを指定検査場所まで安全かつ確実に運搬することができないと考えられる場合は、代替の輸送用車両の手配を依頼する。車両の修理の際には、初生ひなの逃亡、汚染がないよう注意する。

- (3) 運転者は、輸送用車両を交換する場合は、初生ひなの積載場所の消毒及び初生ひなの逃亡について注意して積み替えを行う。

#### 4 記録の作成及び確認

- (1) 育すう管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況、運転者の更衣等について記録し、検査場所の責任者に報告する。
- (2) 輸送事故があった場合には、検査場所の責任者は、速やかに事故の発生状況、対処状況及び今後の事故防止措置について取りまとめの上、検査担当動物検疫所に報告する。
- (3) 検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。

別記様式

初生ひな輸送管理記録簿

事項	使用する薬剤、器材等の例	育すう管理者の確認	検査場所の責任者の確認
消毒液の作成	使用薬剤名： 使用薬剤量： 使用希釈水量： 作成容器：		
輸送用車両の清掃及び消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	消毒液 噴霧器 ほうき		
運転者の更衣、消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	洗濯済み専用作業着 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
到着時の輸送車両の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		
到着時の運転者の消毒（全身の噴霧、手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
到着時の輸送車両の積載場所の消毒、清掃	消毒液 噴霧器 ほうき		
出場時の運転者の消毒（全身の噴霧、手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
出場時の輸送車両の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		

注意事項

- 1 育すう管理者は、各事項について使用する薬剤、器材を用いて適切に作業を行い、確認欄に署名又は押印する。聴き取り事項については、その概要を記入する。
- 2 検査場所の責任者は、各項目について育すう管理者が適切に作業を行ったことを確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 初生ひな飼養管理標準作業書モデル

### 1 目的

係留検査中の初生ひな飼養管理に必要な事項について定める。

### 2 手順

#### (1) 初生ひな到着時の作業

育すう管理者は、初生ひなが検査場所に到着後速やかに、到着羽数、死亡羽数及び健康状態を確認し、検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、「初生ひな及び種卵の輸入検疫要領」の別記様式第6号の輸入初生ひな到着確認報告により検査担当動物検疫所に報告する。

#### (2) 初生ひなの観察及び育すう舎内の管理に関する指示

検査場所の責任者は、元気食欲のないもの、下痢血便を認めたもの、呼吸器症状のあるもの、眼症状のあるもの、神経症状のあるもの等の初生ひなの健康状態の観察方法及び初生ひな飼育日齢にあった管理を行うための温度及び湿度の管理基準について、育すう管理者に指示する。

#### (3) 初生ひなの観察及び育すう舎内の温度等の管理

育すう管理者は、管理基準に従い温度及び湿度の管理を行う。また、午前は9時、午後は3時を原則として、初生ひなの健康状態、異常及び死亡の有無を観察するとともに、温度、湿度の室内環境や飼料の採食状況等を確認し、「初生ひな及び種卵の輸入検疫要領」の別記様式第8号の育すう日誌に記帳し、検査場所の責任者へ報告する。異常が認められた場合については、検査場所の責任者の指示に従うとともに、育すう日誌の別紙に記録する。

#### (4) 検査担当動物検疫所に対する報告

検査場所の責任者は、初生ひなに大量死等の異常を認めた場合は、速やかに検査担当動物検疫所に電話連絡する。

育すう日誌については毎日、「初生ひな及び種卵の輸入検査場所指定要領」の別記様式第4-1号の育すう成績報告書については、1週間ごと又は家畜防疫官の求めに応じ、検査担当動物検疫所に送付する。

#### (5) 家畜防疫官の立入検査時の対応

検査場所の責任者又はその代理者は、家畜防疫官が行う立入検査に立会い、初生ひな飼養管理状況及び各種記録簿の点検状況について説明を行うとともに、家畜防疫官の検査に対応する。

#### (6) ひな搬出時の対応

育すう管理者は、外来者消毒等標準作業書に準じ、運転者に必要な記録をさせるとともに、更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。また、車両についても入

口において十分に消毒を行う。

(7) 災害盗難等の事故時の対応

検査場所の責任者は、初生ひなが災害盗難等の事故に遭遇した場合は速やかに事故の状況を検査担当所長に報告する。

3 記録の確認及び保管

検査場所の責任者は、育すう日誌を確認し、5年間保管する。

## 従事者防疫管理標準作業書モデル

### 1 目的

従事者の防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 管理事項

#### （1）身体の洗浄と更衣

従事者は、育すう舎の入退場に際して、更衣場所においてシャワー等で身体を洗浄し育すう舎内着と舎外着とを着替える。

#### （2）手指及び長靴の消毒

従事者は、育すう舎の入退場に際して手指及び長靴の消毒を行う。

#### （3）作業服の消毒

従事者は、育すう舎内着は週2回以上消毒の上、洗濯を行う。消毒薬は逆性石けん500倍液等とし、浸漬時間は6時間とする。熱湯消毒の場合は、80℃以上10分間とする。

### 3 記録の作成、確認

- （1）従事者は、記録簿（別記様式）により身体の洗浄、育すう舎内着の着用等及び消毒・洗濯について記録する。
- （2）検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。

## 別記様式

## 從事者防疫管理記錄簿

## 注意事項

1. 従事者とは、検査場所の責任者及び育すう管理者をいう。
  2. 区分の欄の責は検査場所の責任者、管は育すう管理者をいう。
  3. 従事者は、月日を記入し、区分の該當に○を付すとともに、実施事項にチェックを入れる。
  4. 舎内着の消毒・洗濯については実施した日にチェックを入れる。
  5. 外来者については、欄外余白に氏名を記入する。
  6. 検査場所の責任者は、本記録簿を定期的に確認し必要な指導を行うとともに、初生ひなの搬出後に確認の署名又は押印を行う。

### 検査場所の責任者

年 月 日 確認

## 種卵輸送標準作業書モデル

### 1 目的

種卵の輸送における防疫上の管理に必要な事項を定める。

### 2 手順

- (1) 検査場所の責任者が種卵の輸送用車両及び運転者を指定する場合
  - ア 検査場所の責任者は、種卵輸送業務で使用する消毒液の作製及び輸送用車両の清掃・消毒について貯卵・ふ卵管理者に指示する。
  - イ 貯卵・ふ卵管理者は、消毒液を作製するとともに、輸送用車両の種卵積載場所の清掃及び消毒を実施する。
  - ウ 貯卵・ふ卵管理者は、運転者に新品又は洗濯済みの専用作業着へ更衣させるとともに、靴及び手指の消毒を行わせる。
- (2) 輸入者等が種卵の輸送用車両及び運転者を指定する場合
  - ア 検査場所の責任者は、輸入者等に対し、輸送用車両の消毒、運転者の更衣、靴及び手指の消毒について依頼する。
  - イ 検査場所の責任者は、到着した車両の消毒に使用する消毒液の作製並びに輸送用車両及び運転者の更衣、消毒状況について貯卵・ふ卵管理者に聴取させる。
- (3) 運転者は、到着港において、家畜防疫官の指示に従い、種卵を輸送用車両に積載し、検査場所に移動する。
- (4) 貯卵・ふ卵管理者は、種卵を積載して到着した車両に対して、検査場所の出入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。運転者に対しては、消毒薬を全身に噴霧するとともに、靴及び手指の消毒を行う。なお、検査場所内で運転者が下車する場合は、運転者に対して専用の作業衣及び靴を着用させる。
- (5) 貯卵・ふ卵管理者は、輸送用車両から種卵を取り卸した後、積載場所を消毒の上、清掃する。また、検査場所から出場する車両に対して、検査場所の出入口において車輪を中心に消毒液を十分噴霧する等により消毒を行う。

### 3 輸送事故への対処

輸送用車両の運転者は安全な運行に努める。万一輸送事故（車両故障を含む。以下同じ。）が発生した場合は、状況に応じ現場の警察官の指示に従うとともに、次により対処する。

- (1) 運転者は、速やかに種卵の積載状況及び車両の損傷の程度（種卵の積載場所及び鍵の状況を含む。）を確認し、指示書に記載されている検査担当動物検疫所と連絡を取り、指示に従う。
- (2) 運転者は、検査場所の責任者又は輸入者等に連絡を取るとともに、速やかに種卵を指定検査場所まで安全かつ確実に運搬することができないと考えられる場合は、代替

の輸送用車両の手配を依頼する。車両の修理の際には、種卵を汚染することがないよう注意する。

(3) 運転者は、輸送用車両を交換する場合は、種卵の積載場所の消毒について注意して積み替えを行う。

#### 4 記録の作成及び確認

(1) 貯卵・ふ卵管理者は、記録簿（別記様式）により作業の実施状況、運転者の更衣等について記録し、検査場所の責任者に報告する。

(2) 輸送事故があった場合には、検査場所の責任者は、速やかに事故の発生状況、対処状況及び今後の事故防止措置について取りまとめの上、検査担当動物検疫所に報告する。

(3) 検査場所の責任者は、記録簿を確認し、5年間保管する。

別記様式

種卵輸送管理記録簿

事項	使用する薬剤、器材等の例	貯卵・ふ卵管理者の確認	検査場所の責任者の確認
消毒液の作成	使用薬剤名： 使用薬剤量： 使用希釈水量： 作成容器：		
輸送用車両の清掃及び消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	消毒液 噴霧器 ほうき		
運転者の更衣、消毒（輸入者等が指定する場合は運転者に聴き取り）	洗濯済み専用作業着 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
到着時の輸送車両の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		
到着時の運転者の消毒（全身の噴霧、手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
到着時の輸送車両の積載場所の消毒、清掃	消毒液 噴霧器 ほうき		
出場時の運転者の消毒（全身の噴霧、手指、靴）	消毒液 手洗消毒槽、踏込消毒槽、噴霧器		
出場時の輸送車両の消毒	消毒液 噴霧器 車両消毒槽		

注意事項

- 貯卵・ふ卵管理者は、各事項について使用する薬剤、器材を用いて適切に作業を行い、確認欄に署名又は押印する。聴き取り事項については、その概要を記入する。
- 検査場所の責任者は、各項目について貯卵・ふ卵管理者が適切に作業を行ったことを確認し、確認欄に署名又は押印する。

## 種卵ふ化管理標準作業書モデル

### 1 目的

係留検査中の種卵のふ化管理に必要な事項について定める。

### 2 手順

#### (1) 種卵到着時の作業

育すう管理者は、種卵が検査場所に到着後速やかに、到着個数、死亡個数及び破損個数を確認し、検査場所の責任者に報告する。

検査場所の責任者は、「初生ひな及び種卵の輸入検疫要領」の別記様式第7号の輸入種卵の到着確認報告により検査担当動物検疫所に報告する。

検査場所の責任者は、ホルマリンガス又は消毒薬液を用い、種卵を消毒する。

#### (2) 種卵の観察及びふ卵設備の管理に関する指示

検査場所の責任者は、種卵に発育中止（停止）、死ごもり等の異常卵がないか検卵する方法及び種卵のふ卵日数にあった管理を行うための温度及び湿度の管理基準について、育すう管理者に指示する。

#### (3) 種卵の観察及びふ卵設備の温度・湿度の管理

育すう管理者は、管理基準に従い温度及び湿度の管理を行う。また、午前は9時、午後は3時を原則として、種卵の検卵を行うとともに、ふ卵設備の温度、湿度を確認し、「初生ひな及び種卵の輸入検疫要領」の別記様式第9号の種卵管理日誌及び育すう日誌に記帳し、検査場所の責任者へ報告する。異常が認められた場合については、検査場所の責任者の指示に従うとともに、種卵管理の余白及び育すう日誌の別紙に記録する。

#### (4) 検査担当動物検疫所に対する報告

検査場所の責任者は、種卵に発育中止（停止）、死ごもり等の異常を認めた場合は、速やかに検査担当動物検疫所に電話連絡する。

種卵管理及び育すう日誌については、ふ卵中にあっては家畜防疫官の求めに応じ、ふ化後にあっては毎日、検査担当動物検疫所に報告する。また、「初生ひな及び種卵の輸入検査場所指定要領」の別記様式第4-2号の種卵管理及び育すう成績報告書については、1週間ごと又は家畜防疫官の求めに応じ、検査担当動物検疫所に送付する。

#### (5) 家畜防疫官の立入検査時の対応

検査場所の責任者又はその代理者は、家畜防疫官が行う立入検査に立会い、種卵のふ化管理状況及び各種記録簿の点検状況について説明を行うとともに、家畜防疫官の検査に対応する。

#### (6) ふ化した初生ひなの搬出時の対応

育すう管理者は、従事者防疫管理標準作業書に準じ、作業者に更衣場所での着替え、手指、長靴の消毒をさせる。

#### (7) 災害盗難等の事故時の対応

検査場所の責任者は、種卵が災害盜難等の事故に遭遇した場合は速やかに事故の状況を検査担当所長に報告する。

### 3 記録の確認及び保管

検査場所の責任者は、種卵管理日誌を確認し、5年間保管する。